

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なら歴史芸術文化村構想等検討委員会規則

第一条中「奈良県国際芸術家村構想等検討委員会」を「なら歴史芸術文化村構想等検討委員会」に改める。

第七条中「地域振興部企画管理室国際芸術家村整備推進室」を「地域振興部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。